

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱

制定 令和6年7月1日

改正 令和8年3月26日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に定めるところにより、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定め、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」に掲げる2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンおおさか」の実現に向けて、国が進める脱炭素先行地域に令和5年11月に選定された大阪市におけるエリア（以下「先行地域」という。）において脱炭素の取組を促進するため、先行地域内で2030年度における民生部門の電力消費に伴うCO₂排出ゼロ達成等に向けて取組を行う事業者に対して、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（みちからまちを変えていく！人中心のカーボンニュートラルストリート「御堂筋」～人・モノ・資金・情報と呼び込む持続可能な都市エリアの創出～）（以下「事業計画」という。）に定める施設及び土地（以下「施設等」という。）に交付対象となる設備を導入する場合に、その経費の一部を補助することにより、地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境省要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱をいう。
- (2) 補助事業者 この要綱に基づき、事業計画に定める施設等の整備等を行い、補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (3) 補助対象事業 事業計画に定める施設等に交付対象となる設備を導入する事業をいう。
- (4) J-クレジット制度 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。
- (5) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間をいう。

(全体計画の承認)

第3条 補助事業者は、補助対象事業の実施初年度の着手予定日の60日前までの日（その日が本市の定める休日（以下「休日」という。）である場合には、同日以後の直近の休日でない日）までに大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画承認申請書（様式第1号から様式第1-4号まで）に別表第1で定める書類を添付して市長に提出しな

ければならない。

- 2 市長は、前項の全体計画承認申請書の提出があった場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容が法令等に違反しないかどうか、年度ごとの金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、この要綱に適合し、全体計画を承認することが適当であると認められる場合は、全体計画の承認をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により承認を行うにあたって、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により承認を行うにあたって、必要な指導助言を行うことができる。
- 5 市長は、第2項の審査等の結果、全体計画の承認をすることが不適當であると認めるときは、全体計画の承認をしないことができる。
- 6 市長は、第1項の全体計画承認申請書が到達してから60日以内に全体計画を承認又は承認しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。
- 7 市長は、全体計画の承認をした場合は、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画承認通知書（様式第2号）により速やかにその内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助事業者は、承認を受けた補助対象事業の交付決定がなされなかったとしても異議を申し立てることができない。
- 8 市長は、全体計画の承認をしない場合は、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画不承認通知書（様式第2-2号）により速やかにその旨を理由を付して補助事業者へ通知するものとする。
- 9 本市が実施する競争入札等の公募手続を経て補助対象事業を行う者を決定する場合は、当該者について全体計画の承認手続に係る規定は適用しない。この場合において、当該者に対し落札決定を通知した日を第7項の規定による全体計画承認を通知した日とみなして、第6条及び第9条の規定を適用する。

（交付申請をすることができる者）

第4条 補助金の交付申請をすることができる者は、先行地域内で2030年度における民生部門の電力消費に伴うCO₂排出ゼロ達成等に向けて取組を行う事業者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象事業を実施する施設等を所有する者又は施設等の所有者から交付対象となる設備の設置について承諾を得ている者
 - (2) 前号の者に対しPPAモデル又はファイナンスリース契約により設備を提供する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付対象としない。
- (1) 申請をした者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき
 - (2) 申請書を提出をした者が大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であるとき
 - (3) 補助対象事業が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められ、又はそのおそれがあると認められるとき

（補助の内容）

第5条 補助対象事業は、別表第2に定める補助対象事業及び補助対象設備に該当し、

かつ、次の各号に掲げるすべての要件を満たす事業とする。

- (1) 事業計画に位置付けられたものであること
 - (2) 各種法令を遵守した設備であること
 - (3) 対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
 - (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
 - (5) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助の対象となる経費（消費税相当額を除くものとし、以下「補助対象経費」という。）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下「国実施要領」という。）に定める次の経費をいう。
- (1) 国実施要領別表第1 地域脱炭素・再エネ交付金 交付対象経費（設備整備事業）
 - (2) 国実施要領別表第2 地域脱炭素・再エネ交付金 交付対象経費（車両導入事業）
 - (3) 国実施要領別表第3 地域脱炭素・再エネ交付金 交付対象経費（効果促進事業）
- 3 補助率は、別表第2のとおりとする。ただし、同一の交付対象設備に対して、この要綱以外の規定による国、大阪府、本市及び本市以外の地方自治体の他の補助金等を併用することはできない。
- 4 第2項及び第3項に基づき算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 市長は、環境大臣からの交付決定内容に応じて、補助事業者に対して、第2項から第4項までに定める方法により算出された金額を補助することができる。

（交付申請）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付申請書（様式第3号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、補助対象事業の着手予定日の60日前（その日が休日である場合には、同日以後の直近の休日でない日）までに、別表第1及び別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第7項の規定による全体計画承認通知を受けた後、その通知を受けた日の属する年度より後の年度において補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月1日（その日が休日である場合は、同日以後の直近の休日でない日）に、当該年度に受けようとする交付申請書を提出しなければならない。

（交付決定）

- 第7条 市長は、前条の補助金の交付申請書の提出があったときは、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきものと認めた時は補助金の交付決定をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行うにあたって、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査等の結果、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請書に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

- 4 市長は、第1項の審査等の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、補助金を交付しない旨の決定をすることができる。
- 5 市長は、前条の補助金の交付申請書が到達してから、60日以内に補助金の交付決定又は交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。
- 6 市長は、補助金の交付決定をした場合は、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付決定通知書（様式第4号）により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知するものとする。
- 7 市長は、補助金を交付しない場合は、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金不交付決定通知書（様式第4-2号）により速やかにその旨を理由を付して補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助金の交付申請をした者は、前条第6項の規定による通知を受領した場合において、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日までに大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付申請取下書（様式第5号）により取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定は無かったものとみなし、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付申請取下承認通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助対象事業の着手等）

- 第9条 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付申請又は第3条第1項の規定による全体計画承認申請における着手予定日にかかわらず、第7条第6項の規定による補助金の交付決定通知日（以下「交付決定通知日」という。）以降でなければ、補助対象事業に着手してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、十分な工期確保のため早期着手が必要な場合等、やむを得ない事由により補助事業者が交付決定通知日前に補助対象事業を実施しようとする場合は、補助対象事業開始までに事前着手届（様式第7号）を市長に提出し、その事前着手届に不備がないことを市長が確認したときは、第3条第7項の規定による全体計画承認通知日以降（全体計画承認通知を受けた日が属する年度の翌年度以降にあっては、本市が通知する日以降）、補助対象事業に着手することができる。ただし、補助事業者は、当該補助対象事業の交付決定がなされなかったとしても異議を申し立てることができない。
 - 3 補助事業者は、補助対象事業に着手したときは、速やかに大阪市脱炭素先行地域づくり補助金事業着手届（様式第7-2号）に別表第1で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更及び廃止等）

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業について次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、あらかじめ協議を行い、次表の第一欄に掲げる時期に、第二欄に掲げる場合のときは、第三欄に定める様式を別表第1及び別表第3で定める書類のうち変更が生じたものを添付して、第四欄に定める期日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象設備及び補助対象設備の設置場所

(2) 事業期間（交付決定通知日が属する年度の2月末日までの間における事業期間の延長又は短縮を除く。）

(3) その他、市長が必要と認める事項

	第一欄（時期）	第二欄（場合）	第三欄（様式）	第四欄（期日）
ア	第3条第7項の規定による全体計画承認通知日以降	第1号から第3号までの変更、経費の配分又は執行計画の変更を伴う全体計画承認申請額の変更（いずれの変更についても軽微な変更を除く。）及び事業の中止又は廃止	大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画変更承認申請書（様式第8号）	速やかに
イ	第7条第6項の交付決定通知日以降	第1号から第3号までの変更、経費の配分又は執行計画の変更を伴う交付決定額の変更（いずれの変更についても軽微な変更を除く。）	大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画変更承認申請書（様式第8号）及び大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付変更申請書（様式第9号）	交付決定通知日の属する年度の12月末日

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 全体計画変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画変更承認通知書（様式第10号）
- (2) 補助金交付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付変更承認通知書（様式第11号）
- (3) 変更を承認することが不相当であると認めたとき 大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画変更及び交付変更不承認通知書（様式第12号）

3 市長は、補助事業者が第1項に定める場合に該当するにもかかわらず申請書の提出を怠った場合、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画承認及び交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者へ補助対象事業の全体計画承認及び補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

4 第1項の軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第1項の表中アの軽微な変更にあつては、各年度の全体計画承認申請額を増額するものでないもの。第1項の表中イの軽微な変更にあつては、補助金交付決定額を増額するものでないもの。
- (2) 事業計画書（様式別紙1）に記載の次に掲げる事項を減少するものでないもの
 - ア 発電出力（太陽電池モジュールの定格容量）
 - イ 自家消費率
 - ウ 導入設備のCO2削減効果

エ 従来の機器等に対する導入設備の省CO2効果

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、翌日から起算して1か月を経過した日又は交付決定通知日が属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金実績報告書（様式第14号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、別表第1及び別表第4に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 交付決定通知又は変更承認通知に記載の通知日が交付決定を受けた補助対象事業が完了した日より後である場合にあっては、第1項中「交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、」とあるのは「交付決定通知書に記載の通知日の」と読み替えるものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金額確定通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第13条 市長は、第11条第1項に規定する報告を受けた場合において、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために、必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

(補助金の請求及び交付)

- 第14条 第12条の通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の3月15日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付請求書（様式第16号）により当該補助金の交付の請求を市長にしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正な請求があった日から30日以内又は交付決定通知日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに口座振替により当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき
 - (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
 - (3) 前2号のほか、この要綱（環境省要綱及び規則を含む。）に違反したとき
 - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしたとき

(5) 第4条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき

(6) 環境省要綱に基づく国の大阪市に対する交付決定が取り消される等により、大阪市が国から当該交付金の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき

- 2 市長は、前項に規定する取消しをした場合は、それ以外の交付決定についても全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の取消しをした場合は、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により補助事業者へ通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第16条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第18号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、環境大臣からの交付決定内容に応じて補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

（補助対象事業等の適正な遂行）

第17条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助対象事業を遂行しなければならない。

（補助対象事業の遂行指示等）

第18条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助対象事業を遂行していないと認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。
- 3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助対象事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

（理由の提示）

第19条 市長は、補助金の交付決定の取消し、補助対象事業の遂行の指示又は補助対象事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第20条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が確定した場合は、所定の様式により、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国に事業を展開する

組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

（補助金の返還）

第21条 市長は、第15条及び第16条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金返還命令書（様式第19号）により期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

第22条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第19条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

（代表申請者の選任及び責務）

第23条 複数の補助事業者により補助対象事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

- 2 市長は、複数の補助事業者により補助対象事業を行おうとする場合における全体計画の承認申請から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。
- 3 代表申請者は、市長に対して、この要綱に定める申請、届出、書類の提出並びに補助金の受領及び返還に関して代表申請者としての責任を負うとともに、その内容を他の補助事業者へ周知しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第24条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、法定耐用年数について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けて設置した取得財産等（取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。）は、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し（廃棄を含む。）してはならない。ただし、法定耐用年数を経過した場合はこの限りでない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大阪市脱炭素先行地域づくり補助金財産処分承認申請書（様式第20号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その他財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）（以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申請を承認することを決定した時は、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金財産処分承認通知書（様式第21号）により期限を定めて当該補助金

の返還を求めるものとする。ただし、市長が自然災害の状況等を勘案して認める場合は、補助金の返還を求めないものとする。

5 前項の納付期限は納付命令のなされた日から20日以内とする。

(関係書類の整備)

第25条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第3条第7項の通知を受けた補助対象事業を全て完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について前条で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(自家消費割合の報告)

第26条 太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けたものは、事業の完了の日の属する年度の翌々年度の7月31日までに、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金自家消費割合実績報告書(様式第22号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業者の努力義務)

第27条 補助事業者は、本市が実施する脱炭素化にかかる施策に対し、本市と密に連携して取組を推進するよう努めるものとする。

(調査協力)

第28条 補助事業者は、補助対象事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力するものとする。

(施行の細目)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱様式別紙2、様式第3号、様式第7号、様式第7-2号及び様式第8号による用紙は、この要綱による改正後の大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月26日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第10条第1項及び第4項の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に変更が生じた場合について適用し、施行日前に変更が生じた場合については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱に定める様式による用紙は、この要綱による改正後の大阪市脱炭素

先行地域づくり補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

別表第 1

書類等	様式番号	備考
○全体計画承認申請書	様式第 1 号	
事業計画書	別紙 1	年度毎に作成すること、計画や金額の根拠が分かる資料（注 1）（注 2）
事業費内訳書表	別紙 2	年度毎に作成すること、計画や金額の根拠が分かる資料（注 1）（注 2）
設備導入に関する同意書	別紙 3	
設置施設に関する同意書	別紙 4	
補助事業者一覧	様式第 1-2 号	補助事業者が複数の場合
委任状（代表申請者）	様式第 1-3 号	・補助事業者が複数の場合、代表申請者を除く全員の委任状が必要
誓約書	様式第 1-4 号	
納税証明書		補助事業者が複数の場合、全員の納税証明書が必要（法人市民税の納税証明書。全体計画承認申請書の提出前 3 か月以内に取得かつ発行できる最新年度のもの）
図面及び補助対象部分が見積書等		金額の根拠となる書類（注 1）（注 2）
その他申請に必要なと認める書類		
○全体計画変更承認申請書	様式第 8 号	
事業計画書	別紙 1	・年度毎に作成すること
事業費内訳書表	別紙 2	・変更箇所を明示すること
全体計画変更承認に必要な書類等		図面及び補助対象部分が見積書等（注 1）（注 2）
その他申請に必要なと認める書類		
○交付申請書	様式第 3 号	全体計画承認申請と同時に申請可
事業計画書	別紙 1	（注 1）（注 2）
事業費内訳書表	別紙 2	（注 1）（注 2）
設備導入に関する同意書	別紙 3	
設備設置に関する同意書	別紙 4	
補助事業者一覧	様式第 1-2 号	補助事業者が複数の場合
交付決定に必要な書類等		別表第 3 に定める補助対象設備ごとの添付書類（注 1）（注 2）
納税証明書		補助事業者が複数の場合、全員の納税証明書が必要（法人市民税の納税証明書。交付申請書の提出前 3 か月以内に取得かつ発行できる最新年度のもの）（注 2）

	その他申請に必要と認める書類		
○	交付変更申請書	様式第 9 号	全体計画変更承認申請と同時に申請することが出来る
	事業計画書	別紙 1	変更箇所を明示すること（注 1）（注 2）
	事業費内訳書表	別紙 2	変更箇所を明示すること（注 1）（注 2）
	交付変更承認に必要な書類等		図面及び補助対象部分が見積書等（注 1）（注 2）
	その他申請に必要と認める書類		
○	事前着手届	様式第 7 号	本届出により当該年度の補助事業着手が認められた場合でも着手後速やかに事業着手届（様式第 7-2 号）一式を提出すること
○	事業着手届	様式第 7-2 号	
	契約書の写し		補助事業者が契約していることが確認できる契約書等の写しを添付すること。
	事業費内訳表	別紙 2	
	その他申請に必要と認める書類		
○	実績報告書	様式第 14 号	
	事業費内訳表	別紙 2	
	事業報告書	別紙 5	
	請求書の写し		
	支払いを証明する書類（領収書）の写し		
	その他申請に必要と認める書類		別表第 4 に定める補助対象設備ごとの添付書類（注 1）（注 2）
○	交付請求書	様式第 16 号	別に所定の様式がある場合は本様式に依らなくても構わない。
	補助金の額確定通知書の写し		
	振込口座の名義・口座番号等の確認書類		
	その他申請に必要と認める書類		
○	財産処分承認申請書	様式第 20 号	平面図、処分対象機器仕様書、写真及びその他参考となる資料を添付すること。

（注 1）図面は原則 A 3 又は A 4 とし、寸法等が判るものとする。

（注 2）同時に複数の申請をする場合、同じ書類の添付は不要。

別表第 2

補助対象事業	補助対象設備	補助率	補助要件
再エネ設備整備	太陽光発電設備 (オンサイト)	1/2	国実施要領の別紙 1 の交付要件の とおり
	太陽光発電設備 (オフサイト)	2/3	
基盤インフラ整備	蓄電池	1/3	国実施要領の別紙 1 の交付要件の とおり
	エネルギーマネジメントシ ステム	1/3	国実施要領の別紙 1 の交付要件の とおり
	熱導管	1/2	
	充放電設備・充電設備	1/2	国実施要領の別紙 1 の交付要件の とおり
省 CO2 等設備機器	高効率換気空調設備	1/3	国実施要領の別紙 1 の交付要件の とおり
	高効率照明機器	1/4	
	コージェネレーション	1/3	

別表第 3

補助対象設備	添付書類
共通	<p>(1) 申請者の現在事項又は履歴事項証明書</p> <p>(2) 補助対象経費が把握できる見積書等（比較見積りの場合は見積書の右上に採用・不採用の区別を示すこと）</p> <p>(3) CO2 削減効果の算定根拠資料</p> <p>(4) 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表（補助対象事業の整備に係る工事期間、導入時期、導入台数等が判別できること。また、工事が複数年度にわたる場合は、年度ごとの実施内容が確認できること。）又はこれに代わるもの。</p> <p>(5) 補助金申請者の納税証明書（法人市民税の納税証明書。交付申請書の提出前 3 か月以内に取得且つ発行できる最新年度のもの。）又はその写し</p> <p>(6) 設備を導入する建物にかかる全部事項証明書又はその写し（申請書の提出前 3 か月以内のもの。建物が未登記である場合は、未登記である旨の建物所有者からの申出）</p> <p>(7) 交付の申請を行う年度以前の年度に全体計画承認通知を受けた場合は、当該通知の写し</p> <p>(8) PPA の場合、サービス料金から補助金相当分が控除されていることが分かる書類</p> <p>(9) リース契約の場合、リース料金から補助金相当分が控除されていることが分かる書類。</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>

補助対象設備	添付書類
太陽光発電設備、蓄電池、熱導管、エネルギーマネジメントシステム、高効率換気空調設備、高効率照明機器、コージェネレーション	<p>(1) 補助対象設備の仕様書又はカタログ（国実施要領の別紙1の補助要件を満たすことを証するもの）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図、及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する建築物にかかる登記事項証明書の写し。ただし、所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類。</p> <p>(4) 申請者及び設置場所所有者が同一でない場合は、大阪市脱炭素先行地域づくり事業補助金にかかる設備導入に関する同意書。（別紙3）</p> <p>(5) 申請者、補助対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合は、大阪市脱炭素先行地域づくり事業補助金にかかる設置施設に関する同意書。（別紙4）</p> <p>(6) 高効率照明機器の場合は、以下のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する） ・明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） ・在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する） <p>(7) 高効率空調機器の場合は、撤去設備の仕様書カタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること）</p> <p>(8) コージェネレーションシステムの場合は、都市ガス、天然ガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であることが分かる書類。</p>
充放電設備、充電設備	<p>(1) 補助対象設備の仕様書又はカタログ（国実施要領の別紙1の補助要件を満たすことを証するもの）</p> <p>(2) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（CEV補助金）の補助対象の銘柄に登録されていることが分かる書類</p> <p>(3) 再エネ設備から電力供給可能となるよう措置されていることが確認できる資料（システム系統図及び単線結線図等）</p>

別表第4

補助対象設備	添付書類
共通	<p>(1) 契約書等の写し（既に提出済みのものは省略可）</p> <p>(2) 補助対象事業に係る支出を称する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>(3) 補助対象設備の設置場所を特定できる図面等</p> <p>(4) PPA の場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p> <p>(5) リース契約の場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
太陽光発電設備	<p>(1) 導入設備の次の部分について、設置後の写真</p> <p>ア 全ての太陽電池モジュール</p> <p>イ パワーコンディショナ</p> <p>(3) で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること</p> <p>(2) 導入設備の実際の設計図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）</p>
蓄電池	<p>(1) 導入部分の次の部分について、設置後の写真</p> <p>(4) で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること</p> <p>ア 蓄電池本体</p> <p>イ パワーコンディショナ</p> <p>ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ</p> <p>(2) 導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの</p> <p>(3) 災害時に地域で電力を提供する場合、地域との連携協定に関する資料又はそれを証する書類（写し）</p> <p>(4) 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）</p>
熱導管	<p>(1) 導入設備について設置後の写真</p> <p>(2) 導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの</p>

補助対象設備	添付書類
エネルギーマネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 導入設備について設置後の写真 (2) 導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの（(3) で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） (3) 補助対象設備の能力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等） (4) 30 分ごとの計測データ
高効率換気空調設備、高効率照明機器、コージェネレーション	<ul style="list-style-type: none"> (1) 導入設備について設置後の写真 (2) 導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの（(3) で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） (3) 補助対象設備の能力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）
充放電設備、充電設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 導入設備について設置後の写真 (2) 導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの（(3) で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） (3) 実際に再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる資料（システム系統図及び単線結線図等） (4) 補助対象設備の能力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）

※写真を求めるものについては全体・型番が分かるものとし、補助金を活用して導入した設備であることを示すシールを貼付された状態が分かるものとする。

様式第1号（第3条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画承認申請書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名
	電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名
	電話 - -
補助建築物等の名称	※日中連絡がつく番号としてください。
	メールアドレス

標題の補助金について全体計画の承認を受けたいので、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

(注) この申請書とは別に、交付申請書を提出する必要があります。

- 1 補助対象事業の内容
詳細は、事業計画書（別紙1）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり

- 2 補助対象事業の開始及び完了の予定日

令和6年度 交付申請額（千円未満切捨て） 金 , 0 0 0 円

補助対象事業及び補助対象設備	開始予定日	完了予定日
事業全体	年 月 日	年 月 日
※以下に内訳を記載してください。		
補助対象事業	補助対象設備	
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

令和7年度 交付申請額（千円未満切捨て） 金 , 0 0 0 円

補助対象事業及び補助対象設備	開始予定日	完了予定日
事業全体	年 月 日	年 月 日
※以下に内訳を記載してください。		
補助対象事業	補助対象設備	
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

令和8年度 交付申請額（千円未満切捨て） 金 , 0 0 0 円

補助対象事業及び補助対象設備	開始予定日	完了予定日
事業全体	年 月 日	年 月 日
※以下に内訳を記載してください。		
補助対象事業	補助対象設備	
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

令和9年度 交付申請額（千円未満切捨て） 金 , 0 0 0 円

補助対象事業及び補助対象設備	開始予定日	完了予定日
事業全体	年 月 日	年 月 日
※以下に内訳を記載してください。		
補助対象事業	補助対象設備	
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

令和10年度 交付申請額（千円未満切捨て） 金 , 0 0 0 円

補助対象事業及び補助対象設備		開始予定日	完了予定日
事業全体		年 月 日	年 月 日
※以下に内訳を記載してください。			
補助対象事業	補助対象設備		
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

3 同意事項

- 本申請により、補助金の交付が確定する訳ではないことを理解した上で提出します。

4 使用者等の情報

(1) 導入設備使用者の情報

※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、導入設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

法人名称		
代表	職名	
	氏名	
担当 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	- -
	メールアドレス	

(2) 設置場所所有者の情報

※ 設置場所所有者が、申請者・導入設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

法人名称		
代表	職名	
	氏名	
担当 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	- -
	メールアドレス	

別紙1 事業計画書（年度分）

※本様式は補助金の交付を希望する年度ごとに作成すること
 （全体計画承認申請・全体計画変更承認申請・交付申請・交付変更申請）

1 補助対象事業の内容

電力消費に伴うCO ₂ 排出ゼロへの対応	実施予定の補助対象事業
<input type="checkbox"/> 対応済（ 年 月 ～）	<input type="checkbox"/> ア（ア）太陽光発電設備（オンサイト）（ <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA）
<input type="checkbox"/> 対応予定（ 年 月 ～）	<input type="checkbox"/> ア（ア）太陽光発電設備（オフサイト）（PPA）
	<input type="checkbox"/> イ（エ）蓄電池
	<input type="checkbox"/> イ（オ）エネルギーマネジメント
	<input type="checkbox"/> イ（オ）熱導管
	<input type="checkbox"/> イ（キ）充電設備
	<input type="checkbox"/> イ（キ）充放電設備
	<input type="checkbox"/> ウ（テ）高効率照明機器
	<input type="checkbox"/> ウ（テ）コージェネレーション
	<input type="checkbox"/> ウ（テ）高効率空調機器

2 補助対象設備の内容

事業全体			
補助対象経費の合計 (税抜)		0	円
活用予定の他補助金の合計 (税抜)		0	円
交付申請額 (補助金申請予定額) の合計 (税抜)		0	円
ア (ア) 太陽光発電設備 (オンサイト)			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
	他補助金額		円
※複数ある場合は全て記入ください。			
(C) (A) × 1/2 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C)又は(D)のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
発電出力 (太陽電池モジュールの定格容量)			kW
※小数点以下第1位まで (第2位以下は切捨て)			
固定価格買取制度 (FIT) 又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定取得		なし	
※FIT又はFIP制度の認定取得をする場合、補助金の活用はできません。			
(E) 年間の想定自家消費電力量			kWh
(F) 年間の想定発電量			kWh
自家消費率 ((E)/(F))			%
※業務用: 50%以上が必要です。			
導入設備のCO2削減効果			t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。			
ア (ア) 太陽光発電設備 (オフサイト)			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
	他補助金額		円
※複数ある場合は全て記入ください。			
(C) (A) × 2/3 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C)又は(D)のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
発電出力 (太陽電池モジュールの定格容量)			kW
※小数点以下第1位まで (第2位以下は切捨て)			
固定価格買取制度 (FIT) 又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定取得		なし	
※FIT又はFIP制度の認定取得をする場合、補助金の活用はできません。			
(E) 年間の想定自家消費電力量			kWh
(F) 年間の想定発電量			kWh
自家消費率 ((E)/(F))			%
※業務用: 50%以上が必要です。			
導入設備のCO2削減効果			t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。			

イ (エ) 蓄電池			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名 ()		円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額	円
(C) (A) × 1/3 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
蓄電容量			kWh
導入設備のCO2削減効果			t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。			
イ (オ) エネルギーマネジメントシステム			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名 ()		円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額	円
(C) (A) × 1/3 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
導入設備のCO2削減効果			t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。			
次の (a) 又は (b) のいずれかを満たしますか。		<input type="checkbox"/> a	
a 平時に省エネ効果 (運用改善によるものを含む) が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計算・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。		<input type="checkbox"/> b	
b システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。			
※根拠資料を添付してください。			
イ (オ) 熱導管			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名 ()		円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額	円
(C) (A) × 1/2 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
敷設距離			km
導入設備のCO2削減効果			t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。			
イ (キ) 充電設備、充放電設備			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名 ()		円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額	円
(C) (A) × 1/2 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
充電設備、充放電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていますか。		はい	
※経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となる銘柄に限ります。			
台数			台
導入設備のCO2削減効果 (外部給電器を除く。)			t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。			

ウ (テ) 高効率照明機器			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定 ※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金名 他補助金額	()	円
(C) (A) × 1/4 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C)又は(D)のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
次のa-1又はa-2のいずれかを行いますか。		<input type="checkbox"/> a-1	
a-1 当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる 再エネ発電設備と接続。		<input type="checkbox"/> a-2	
a-2 エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量 に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について 再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達。 ※根拠資料を添付してください。			
導入設備のCO2削減効果 ※根拠資料を添付してください。			t - CO2/年
導入機器 (LED) の調光制御機能の有無 ※調光制御機能の無の場合、補助金の活用はできません。		あり	
ウ (テ) コージェネレーション			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定 ※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金名 他補助金額	()	円
(C) (A) × 1/3 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C)又は(D)のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
次のa-1又はa-2のいずれかを行いますか。		<input type="checkbox"/> a-1	
a-1 当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる 再エネ発電設備と接続。		<input type="checkbox"/> a-2	
a-2 エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量 に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について 再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達。 ※根拠資料を添付してください。			
台数			台
導入設備のCO2削減効果 ※根拠資料を添付してください。			t - CO2/年
以下を満たす設備ですか。 ・都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、 エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を 行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池ですか。		はい	
ウ (テ) 高効率空調機器			
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)			円
(B) 他補助金の活用予定 ※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金名 他補助金額	()	円
(C) (A) × 1/3 (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0	円
(C)又は(D)のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
次のa-1又はa-2のいずれかを行いますか。		<input type="checkbox"/> a-1	
a-1 当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる 再エネ発電設備と接続。		<input type="checkbox"/> a-2	
a-2 エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量 に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について 再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達。 ※根拠資料を添付してください。			
台数			台
従来の機器等に対する導入設備の省CO2効果 ※根拠資料を添付してください。			t - CO2/年

別紙2 事業費内訳表

(年度分)

 全体計画承認申請・ 全体計画変更承認申請・ 交付申請・ 交付変更申請・ 事業着手届・ 実績報告書

補助対象事業	補助対象設備

※本様式は補助金の交付を希望する事業・年度ごとに作成すること
 ※補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出すること

【収入】

項目	主な内容	金額	備考
①補助金			
②自己資金			
③その他収入			
収入額合計 (①+②+③)		0	

【支出】

設備整備事業（太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、熱導管、高効率換気空調設備、高効率照明機器、充放電設備、充電設備、コージェネレーション等）

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	番号	明細書等該当箇所
補助対象経費					※見積書等に左記の番号を明示し、該当ページ番号を下記に記入
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		(1)	
		労務費		(2)	
		直接経費		(3)	
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費		(4)	
		現場管理費		(5)	
		一般管理費		(6)	
		付帯工事費		(7)	
		機械器具費		(8)	
		測量及試験費		(9)	
設備費	設備費		(10)		
業務費	業務費		(11)		
事務費	事務費		(12)		
④小計			0		

補助対象外経費（補助対象経費にかかる消費税）

項目	金額	備考
⑤補助対象経費にかかる消費税		

補助対象外経費

項目	主な内容	金額	備考
⑥小計		0	
⑦補助対象外経費にかかる消費税			
支出合計 (④+⑤+⑥+⑦)		0	

別紙3

(全体計画承認申請・ 交付申請)

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金設備導入に関する同意書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しました。

区分	法人名 (名称及び代表者の職・氏名)
申請者 (PPA事業者又はリース事業者)	
導入設備使用者 (電力販売又はリースで設置する設備の使用者)	
設置場所所有者 (申請者及び導入設備使用者と異なる場合)	

【同意事項】

- 1 全体計画承認又は交付決定の結果については、申請者に通知します。
- 2 補助金は申請者に交付されますが、申請者が導入設備使用者から領収する電力販売における電力使用料又はリース料の算定に当たり、同使用料等から補助金相当額分を減額することを要します。
- 3 申請者及び導入設備使用者が、補助金交付後に取得財産等を処分しようとするときは、申請者は、あらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、市長の承認を得て取得財産等を処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることがあります。
- 4 補助対象設備を導入する建築物の2030年度における民生部門の電力消費に伴うCO₂排出ゼロ達成に向けて取組を行います。

別紙4

(全体計画承認申請・ 交付申請)

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金設置施設に関する同意書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しました。

区分	法人名 (名称及び代表者の職・氏名)
申請者	
設置場所所有者	

【同意事項】

- 1 全体計画承認又は交付決定の結果については、申請者に通知します。
- 2 申請者は、法定耐用年数を経過するまでの期間において、取得財産等について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければなりません。ただし、補助金交付後に取得財産等を処分しようとするときは、申請者は、あらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、市長の承認を得て取得財産等を処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることがあります。

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
法人の名称・代表者の 職名・氏名	住所・電話番号
	〒 電話
	〒 電話
	〒 電話
	〒 電話
	〒 電話

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行います。

委任状

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名
	電話 - -

この度、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として

氏 に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

(注) ・補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員より提出してください。

誓約書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - -
補助建築物等の名称	※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス

この度、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱の規定に基づく申請書を提出するにあたり、次の事項について相違ないことを誓約します。

- 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号又は大阪市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- 補助事業が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものでないこと。
- 大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出すること。
- 本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意すること。
- 導入設備の使用状況について、大阪市から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
- 導入設備について、補助金の受給完了後も、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること。
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第15条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
- 補助対象設備を導入する建築物の2030年度における民生部門の電力消費に伴うCO₂排出ゼロ達成に向けて取組を行うこと。

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員より提出してください。

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった全体計画については、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第3条第2項の審査等の結果、承認したので、同条第7項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助対象事業 令和 年 月 日付け事業全体計画承認申請書のとおり
- 2 承認の条件
 - (1) この通知書を以て交付決定を保証するものではなく、改めて交付申請書を提出すること。
 - (2) 次年度以降、完成予定年度まで、交付を受けようとする年度の4月1日（その日が休日である場合は、同日以後の直近の休日でない日）に、本承認にかかる交付申請書類を提出すること。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなる場合がある。
 - (3) 補助事業の内容等に変更が生じる場合は、速やかに市長に申し出て協議し、指示に従うこと。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなる場合がある。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (6) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
 - (7) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、全体計画承認通知を受けた全ての補助事業を完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
 - (8) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

様式第2-2号（第3条関係）

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった全体計画については、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第3条第5項の規定に基づき承認しない旨を決定したので、同条第8項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

様式第3号（第6条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付申請書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - -
補助建築物等の名称	電話 ※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス

令和 年 月 日付け（大 第 号にて（全体計画承認・全体計画変更承認）のあった・（全体計画承認・全体計画変更承認）申請中の・大 第 号にて落札決定のあった）補助対象事業について交付を受けたいので、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請書を提出します。

本申請書の提出にかかり、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金要綱に記載の内容について確認しました。

1 交付申請額（千円未満切捨て） 金 , 0 0 0 円

2 補助対象事業の内容
詳細は、事業計画書（別紙1）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり

3 補助対象事業の開始及び完了の予定日

補助対象事業及び補助対象設備		開始予定日	完了予定日
事業全体		年 月 日	年 月 日
※以下に内訳を記載してください。			
補助対象事業	補助対象設備	年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

4 使用者等の情報

(1) 導入設備使用者の情報

※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、導入設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	- -
メールアドレス		

(2) 設置場所所有者の情報

※ 設置場所所有者が、申請者・導入設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	- -
メールアドレス		

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき次のとおり交付決定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

記

1 補助対象事業 年 月 日付け交付申請書のとおり

2 補助金交付決定額 金 , 0 0 0 円

（ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。）

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容等に変更が生じる場合は、速やかに市長に申し出て協議し、指示に従うこと。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなる場合がある。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、全体計画承認通知を受けた全ての補助事業を完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

4 申請の取下げ

当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

様式第4-2号（第7条関係）

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市脱炭素先行地域づくり補助金について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき次のとおり交付しない旨を決定したので、同条第7項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付申請取下書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - -
補助建築物等の名称	※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市脱炭素先行地域づくり補助金の交付決定について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、申請を取り下げます。

記

取下理由

様式第6号（第8条関係）

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号で交付決定を行った補助事業について、次の内容の交付申請の取下げについて承認したので、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

補助対象事業 年 月 日付け交付申請取下書のとおり

様式第7号（第9条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金事前着手届

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - -
補助建築物等の名称	※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス

令和 年 月 日付け（大阪市指令 ・大 ）第 号にて（全体計画承認・全体計画変更承認・落札決定）のあった補助対象事業について、交付決定前に着手しますので、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 補助対象事業概要

補助対象事業	補助対象設備	開始日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

2 事業着手の理由

様式第7-2号（第9条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金事業着手届

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - -
補助建築物等の名称	※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス

令和 年 月 日付け（大阪市指令 ・大 ）第 号にて（全体計画承認・交付決定・全体計画変更承認・交付変更承認・落札決定）のあった補助対象事業について、補助事業に着手したので、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

補助対象事業概要

補助対象事業	補助対象設備	開始日
		年 月 日
		年 月 日

様式第8号（第10条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画変更承認申請書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - - ※日中連絡がつく番号としてください。
補助建築物等の名称	メールアドレス

令和 年 月 日付け大 第 号で（全体計画承認・全体計画変更承認・落札決定）のあった補助対象事業について、当該承認の内容を変更したいので大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請書を提出します。

記

1 変更事項

- ア. 補助事業の内容
 イ. 補助事業の中止又は廃止
 ウ. その他

2 変更理由

--

3 変更内容

詳細は、事業計画書（別紙1）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり
 ※ 申請時からの変更箇所が分かるように明記すること。

令和 年度

変更前	変更後
合計 (千円)	合計 (千円)
変更理由	

令和 年度

変更前	変更後
合計 (千円)	合計 (千円)
変更理由	

令和 年度

変更前	変更後
合計 (千円)	合計 (千円)
変更理由	

令和 年度

変更前	変更後
合計 (千円)	合計 (千円)
変更理由	

令和 年度

変更前	変更後
合計 (千円)	合計 (千円)
変更理由	

様式第9号（第10条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付変更申請書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - - ※日中連絡がつく番号としてください。
補助建築物等の名称	メールアドレス

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号で補助金の（交付決定・交付変更承認）を受けた補助事業について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり変更申請書を提出します。

記

1 変更後交付申請額（千円未満切捨て） 金 , 0 0 0 円
交付決定額 金 , 0 0 0 円

2 変更後補助対象事業の内容
詳細は、事業計画書（別紙1）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり
※ 交付申請時からの変更箇所が分かるように明記すること。

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更の理由

--

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画変更承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった全体計画変更承認申請について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき承認したので通知します。

記

補助対象事業 年 月 日付け変更申請書のとおり

- (1) この通知書を以て交付決定を保証するものではなく、改めて交付申請書を提出すること。
- (2) 次年度以降、完成予定年度まで、交付を受けようとする年度の4月1日（その日が休日である場合は、同日以後の直近の休日でない日）に、本承認にかかる交付申請書類を提出すること。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなる場合がある。
- (3) 補助事業の内容等に変更が生じる場合は、速やかに市長に申し出て協議し、指示に従うこと。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなる場合がある。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (6) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (7) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、全体計画承認通知を受けた全ての補助事業を完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (8) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった交付変更承認申請について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき承認したので通知します。

記

1 変更後補助対象事業 年 月 日付け変更申請書のとおり

2 変更後交付決定額 金 , 0 0 0 円

（ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによる。）

- (1) 補助事業の内容等に変更が生じる場合は、速やかに市長に申し出て協議し、指示に従うこと。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなる場合がある。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、全体計画承認通知を受けた全ての補助事業を完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

様式第12号（第10条関係）

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画変更及び交付変更不承認通知書

令和 年 月 日付で変更承認申請のあった（全体計画変更・交付変更）について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき承認しない旨を決定したので通知します。

記

不承認の理由

様式第13号（第10条関係）

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金全体計画承認及び交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて
（全体計画承認・交付決定）した補助事業について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助
金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、次のとおり承認及び交付決定を取り消しま
す。

記

1 取消補助対象事業

2 取消理由

- 補助事業が補助要件を満たさなくなった
- 申請または届出を怠った
- その他

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金実績報告書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - -
補助建築物等の名称	※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の
（交付決定・交付変更承認）を受けた補助事業が完了したので、大阪市脱炭素先行
地域づくり補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 補助事業の名称 大阪市脱炭素先行地域づくり補助金
- 補助金の予定金額 金 , 0 0 0 円
(内訳)

補助対象事業	補助対象設備	交付予定金額
		円
		円
		円
		円
		円

- 補助対象事業の開始及び完了の日
開始日 年 月 日
完了日 年 月 日
- 補助対象事業の実績
詳細は、別紙事業報告書（別紙5）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり
- 交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請
内容を変更した場合は、その内容

別紙5 事業報告書

※本様式は年度ごとに作成すること

1 補助対象事業の内容

電力消費に伴うCO ₂ 排出ゼロへの対応	実施予定の補助対象事業
<input type="checkbox"/> 対応済 (年 月 ～)	<input type="checkbox"/> ア (ア) 太陽光発電設備(オンサイト) (<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA)
<input type="checkbox"/> 対応予定 (年 月 ～)	<input type="checkbox"/> ア (ア) 太陽光発電設備(オフサイト) (PPA)
	<input type="checkbox"/> イ (エ) 蓄電池
	<input type="checkbox"/> イ (オ) エネルギーマネジメント
	<input type="checkbox"/> イ (オ) 熱導管
	<input type="checkbox"/> イ (キ) 充電設備
	<input type="checkbox"/> イ (キ) 充放電設備
	<input type="checkbox"/> ウ (テ) 高効率照明機器
	<input type="checkbox"/> ウ (テ) コージェネレーション
	<input type="checkbox"/> ウ (テ) 高効率空調機器

2 補助対象設備の内容

事業全体		
補助対象経費の合計（税抜）	0	円
活用予定の他補助金の合計（税抜）	0	円
交付申請額（補助金申請予定額）の合計（税抜）	0	円
ア（ア）太陽光発電設備（オンサイト）		
交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報		
① 導入設備の補助対象経費（税抜）		円
② 他補助金の活用予定	他補助金名 ()	円
※複数ある場合は全て記入ください。 他補助金額		
③ ①×1/2（千円未満切捨て、税抜）	0	円
④ ①-②（千円未満切捨て、税抜）	0	円
⑤ ③又は④のいずれか小さい額	0	円
その他関連情報		
発電出力（太陽電池モジュールの定格容量）		kW
※小数点以下第1位まで（第2位以下は切捨て）		
固定価格買取制度(FIT)又は FIP(Feed in Premium)制度の認定取得	なし	
※FIT又はFIP制度の認定取得をする場合、補助金の活用はできません。		
⑥ 年間の想定自家消費電力量		kWh
⑦ 年間の想定発電量		kWh
自家消費率（⑥/⑦）		%
※業務用：50%以上が必要です。		
導入設備のCO2削減効果		t - CO2/年
※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。		
ア（ア）太陽光発電設備（オフサイト）		
交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報		
① 導入設備の補助対象経費（税抜）		円
② 他補助金の活用予定	他補助金名 ()	円
※複数ある場合は全て記入ください。 他補助金額		
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）	0	円
④ ①-②（千円未満切捨て、税抜）	0	円
⑤ ③又は④のいずれか小さい額	0	円
その他関連情報		
発電出力（太陽電池モジュールの定格容量）		kW
※小数点以下第1位まで（第2位以下は切捨て）		
固定価格買取制度(FIT)又は FIP(Feed in Premium)制度の認定取得	なし	
※FIT又はFIP制度の認定取得をする場合、補助金の活用はできません。		
⑥ 年間の想定自家消費電力量		kWh
⑦ 年間の想定発電量		kWh
自家消費率（⑥/⑦）		%
※業務用：50%以上が必要です。		
導入設備のCO2削減効果		t - CO2/年
※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。		

イ (エ) 蓄電池			
交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費（税抜）			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名	()	円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額	円
(C) (A) × 1/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
(D) (A) - (B)（千円未満切捨て、税抜）		0	円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
蓄電容量			kWh
導入設備のCO2削減効果			t - CO2/年
※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。			
イ (オ) エネルギーマネジメントシステム			
交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費（税抜）			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名	()	円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額	円
(C) (A) × 1/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
(D) (A) - (B)（千円未満切捨て、税抜）		0	円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
導入設備のCO2削減効果			t - CO2/年
※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。			
次の (a) 又は (b) のいずれかを満たしますか。			
a 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計算・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。	<input type="checkbox"/>	a	
b システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。	<input type="checkbox"/>	b	
※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。			
イ (オ) 熱導管			
交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費（税抜）			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名	()	円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額	円
(C) (A) × 1/2（千円未満切捨て、税抜）		0	円
(D) (A) - (B)（千円未満切捨て、税抜）		0	円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
敷設距離			km
導入設備のCO2削減効果			t - CO2/年
※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。			
イ (キ) 充電設備、充放電設備			
交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報			
(A) 導入設備の補助対象経費（税抜）			円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名	()	円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額	円
(C) (A) × 1/2（千円未満切捨て、税抜）		0	円
(D) (A) - (B)（千円未満切捨て、税抜）		0	円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0	円
その他関連情報			
充電設備、充放電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていますか。		はい	
※経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となる銘柄に限ります。			
台数			台
導入設備のCO2削減効果（外部給電器を除く。）			t - CO2/年
※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。			

ウ (テ) 高効率照明機器		
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報		
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)		円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名 ()	円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額
(C) (A) × 1/4 (千円未満切捨て、税抜)		0 円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0 円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0 円
その他関連情報		
次のa-1又はa-2のいずれかを行いますか。		<input type="checkbox"/> a-1
a-1 当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続。		<input type="checkbox"/> a-2
a-2 エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達。 ※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。		
導入設備のCO2削減効果		t - CO2/年
※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。		
導入機器 (LED) の調光制御機能の有無	あり	
※調光制御機能の無の場合、補助金の活用はできません。		
ウ (テ) コージェネレーション		
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報		
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)		円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名 ()	円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額
(C) (A) × 1/3 (千円未満切捨て、税抜)		0 円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0 円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0 円
その他関連情報		
次のa-1又はa-2のいずれかを行いますか。		<input type="checkbox"/> a-1
a-1 当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続。		<input type="checkbox"/> a-2
a-2 エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達。 ※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。		
台数		台
導入設備のCO2削減効果		t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。		
以下を満たす設備ですか。		はい
・都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池ですか。		
ウ (テ) 高効率空調機器		
交付申請額 (補助金申請予定額) の関連情報		
(A) 導入設備の補助対象経費 (税抜)		円
(B) 他補助金の活用予定	他補助金名 ()	円
※複数ある場合は全て記入ください。		他補助金額
(C) (A) × 1/3 (千円未満切捨て、税抜)		0 円
(D) (A) - (B) (千円未満切捨て、税抜)		0 円
(C) 又は (D) のいずれか小さい額		0 円
その他関連情報		
次のa-1又はa-2のいずれかを行いますか。		<input type="checkbox"/> a-1
a-1 当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続。		<input type="checkbox"/> a-2
a-2 エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達。 ※事業計画書と異なる場合は根拠資料を添付してください。		
台数		台
従来の機器等に対する導入設備の省CO2効果		t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。		

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

1 補助対象事業

2 確定金額 金 , 0 0 0 円

3 財産の管理及び処分の制限

補助対象事業により取得した財産について、管理するための台帳を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間、善良なる管理者の注意を持って管理し、効率的運用を図ってください。

また、補助金交付を受けて設置した設備を市長の許可なく他の目的に使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供することはできません。

4 関係書類の整備

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、全体計画承認通知を受けた全ての補助事業を完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

5 自家消費割合の報告

補助対象設備設置年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書（第21号様式）を提出してください。

6 補助対象設備の撤去及び処分について（10kW以上の太陽光発電設備）

補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施してください。

また、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めてください。

様式第17号（第15条関係）

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市脱炭素先行地域づくり補助金について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第15条第1項又は第2項の規定に基づき次のとおり補助金交付決定を取り消したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 取消対象事業

2 補助事業者

申請者の所在地・住所

法人名称

氏名

3 取消理由

様式第18号（第16条関係）

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市脱炭素先行地域づくり補助金について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき次のとおり取消・変更したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 取消・変更後補助対象事業

2 取消・変更の理由

3 取消・変更後補助金交付予定額 金 , 0 0 0 円

様式第19号（第21条関係）

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金返還命令書

令和 年 月 日付けで額の確定をした大阪市脱炭素先行地域づくり補助金について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第21条の規定に基づき、次のとおり補助金の返還を求めます。

記

1 返還を求める理由

2 返還金額

3 返還期限

4 返還方法

別添の納入通知書により、上記返還期限までに大阪市公金収納取扱金融機関に納入してください。

様式第20号（第24条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金財産処分承認申請書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - -
補助建築物等の名称	電話 ※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第24条第3項の規定に基づき、次のとおり取得財産等を処分します。

記

- 1 取得財産等
- 2 取得財産等の設置場所
- 3 取得財産等の総補助対象事業費及び補助金額
- 4 財産処分の内容
 - (1) 財産処分の理由
 - (2) 財産取得年月日
 - (3) 財産取得後の経過年数
 - (4) 財産処分制限期間
 - (5) 処分の内容
 - (6) 処分予定年月日
- 5 補助金返還額
- 6 補助金返還額の算出根拠
- 7 添付書類（平面図、処分対象機器仕様書、写真及びその他参考となる資料）

様式第21号（第24条関係）

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金財産処分承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった処分を制限された取得財産等の財産処分の承認申請について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第24条第4項の規定に基づき、次のとおり承認し、補助金返還額を通知します。

記

- 1 交付決定日及び番号
交付決定日 : 年 月 日
- 2 返還対象財産
年 月 日付け財産処分承認申請書のとおり
- 3 返還対象財産の設置場所
- 4 返還対象財産の総補助対象事業費及び補助金額
- 5 財産処分の内容
 - (1) 財産処分の理由
 - (2) 財産取得後の経過年数
 - (3) 財産処分制限期間
 - (4) 処分の内容
 - (5) 処分予定年月日
- 6 補助金返還額
- 7 補助金返還額の算出根拠

（注）補助金返還額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。

様式第22号（第26条関係）

大阪市脱炭素先行地域づくり補助金自家消費割合実績報告書

(提出先) 大阪市長	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 法人の名称・代表者の氏名 電話 - -
補助建築物等の所在地・住所	担当者 部署名・氏名 電話 - -
補助建築物等の名称	電話 ※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス

年 月 日付けで交付額決定通知を受けた補助対象設備について、大阪市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱第26条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり自家消費割合の実績を報告します。

- 1 発電・自家消費期間
年 月 日から 年 月 日まで
(注) 原則として補助対象設備を設置した日の属する年度の翌年度の4月1日から3月31日までとすること。
- 2 発電量
kWh (小数点第2位以下は切捨て)
- 3 自家消費量
kWh (小数点第2位以下は切捨て)
- 4 自家消費割合 (2 (発電量) のうち 3 (自家消費量) が占める割合)
% (小数点第2位以下は切捨て)
- 5 添付書類 (発電量が分かる書類、自家消費量が分かる書類、その他市長が必要と認める書類)